



2019年5月16日

各位

会社名 東テク株式会社
代表者名 代表取締役社長 長尾 克己
(コード番号：9960 東証第一部)
問合せ先 専務取締役専務執行役員
経営管理本部長 中溝 敏郎
(TEL：03-6632-7000)

株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ

当社は、2019年5月16日開催の取締役会において、当社の株価や業績と当社及び当社グループ会社（以下、「東テクグループ」という。）の従業員等の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、当社の株価及び業績向上に向けた従業員等の意欲や士気の向上を図る為、従業員等に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度の概要

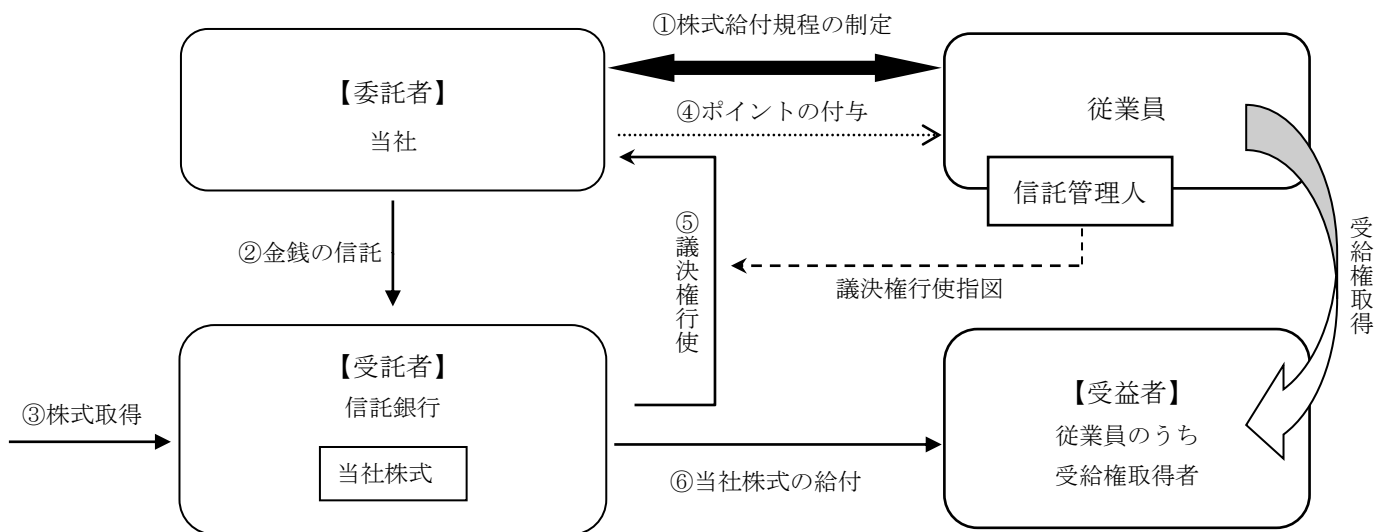
本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした東テクグループの従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員等に対しポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得した時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対して給付する株式は、予め信託した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、東テクグループの従業員等の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことにより業績向上に寄与することが期待されます。

なお、本制度における信託の設定時期、金額等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するため、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、信託された金銭により当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は、信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受給権取得後に信託銀行から、当該従業員に付与された「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

以 上